

実勢小作料の地域間較差の実態とその形成要因

宮 崎 猛

1 は じ め に

近年の農地賃貸借の展開を引き起した要因としては、一方で農家労働力の農外流出による労働力不足＝土地過剰経営の成立、他方で農作業の機械化による土地不足＝労働力過剰経営の成立が挙げられる。これらの要因は同時に農業経営における家族労働力の配置について機械作業などの重要作業を担当する基幹労働力と肥培管理などの手作業を担当する補助労働力とへの分化を一般化させた。そして労働力不足経営においては補助労働力のみが就業し、労働力過剰経営においてはおもに基幹労働力が就業する農業構造が現在では一般的である。

ところで農地賃貸借とくに農地法の諸規制にとらわれないヤミ小作の広範囲な展開により、統制小作料や標準小作料とは遊離した実勢小作料（ヤミ小作料）の相場が形成されている。実勢小作料の水準は東北、北陸、東海、近畿などの地域間で大きな較差が存在する。この地域間較差の要因としては市場構造や土地生産性の差異などが挙げられるが、最も大きな要因としては賃金水準の差異が挙げられねばならない。なぜならば実勢小作料は特定の土地用役市場において貸付農家の要求小作料と借入農家の支払可能小作料との相互交渉によって決定されるものと考えられ、その場合両者の採算性は機会報酬を基準に評価した所有生産要素費用により計算され、その中に占める自家労働費の割合が最も大きいと考えられるからである。

一般に限界機会報酬による自家労働力の評価労賃が高い地区においては農家労働力の農外流出が活発であることから土地用役市場への供給量も比較的多い。それゆえ貸付農家の要求小作料は低い水準となる。他方自家労働費の評価労賃が低い地区においてはこれと反対の傾向がみられ、貸付農家の要求小作料は高い水準となる。これに対して借入農家の支払可能小作料についてみるならば、自家労働費の評価労賃の低い地区においては支払可能小作料である限界土地純収益が比較的高い水準となることから、規模拡大への意欲が高くなり土地用役市場への需要量は比較的多くなる。他方評価労賃の高い地区においてはこれと逆の傾向がみられ、支払可能小作料は低い水準となり、需要量は比較的少なくなる。それゆえ自家労働費の評価労賃の高い地区では実勢小作料は低い水準となり、評価労賃の低い地区では実勢小作料は高い水準となる。このように両者には密接な関連性があるわけである。

以上から本稿では水稻作における農地賃貸借と小作料を考察対象として、次の2つを課題と

する。第1は農業経営における家族労働力の分化に対応した自家労働費の評価基準を明らかにすること。第2は実勢小作料における地域間較差の実態を把握し、これと各地域の要求小作料および支払可能小作料とを比較分析することにより実勢小作料の地域間較差の形成要因について考察することである。

2 農地賃貸借の形態と要求小作料、支払可能小作料

(1) 農地賃貸借の形態

水稲作における農地賃貸借について貸付農家と借入農家はその経済行動の差異および経営実態から次の形態に区分できよう。

1) 貸付農家

貸付農家の個別的供給関数を考えた場合現在の農地賃貸の中心は労働力不足を調整する目的で零細地片を市場に追加的に供給する経済行動をとっている。この場合貸付農家は第1に自己の所有農地全部を貸付け、すでに離農しており、農地の耕作能力を喪失した地主的土地用役供給者と第2に飯米獲保を目的に所有農地の一部を自分で耕作している自作農的土地用役供給者の2形態に区分できる¹⁾。地主的土地用役供給者は自己の農業収益を基礎に小作料を要求する根拠はなく²⁾、貸付農家の供給関数は第2形態の農家のうち市場に新規参入した貸付農家のそれによって常にリードされてきた。それゆえ貸付農家の要求小作料について検討する場合自作農的土地用役供給者のうち市場に新規参入した農家の要求小作料について分析すれば充分である。

2) 借入農家

借入農家の個別的需要関数を考えた場合追加的な零細地片の賃貸をどの程度集積しているかにより借入農家を次の2つに区分している³⁾。第1は「借地型」といわれる大規模借地農家である。自作地をはるかに超えて借地しており、その経営面積は自己の技術水準にとって適正規模にあり、規模拡大への意欲は比較的少ない。第2は「借り足し型」といわれる零細借地農家である。借地規模は自作地に追加する程度であり、その経営規模は自己の採用した技術にとって適正規模には遠く、機械の利用率を向上させるため借地による規模拡大への意欲は高い。

借入農家の支払可能小作料は追加的に借地を行うことにより増加した限界土地純収益であるが、上記2形態の借入農家では経営規模（操業度）と純収益との関係についてみた平均土地純益曲線と限界土地純益曲線の状態の差異から支払可能小作料には次のような違いがみられる。零細借地農家では限界土地純収益は平均土地純収益から乖離しており、適正規模を目標とした過渡的状态にある。零細借地農家が追加的に借地をする場合、固定資本財の効率の利用が目的であることから固定費に対する費用意識は無いものと考えられる。これに対して適正規模に近い状態にある大規模借地農家では限界土地純収益は平均土地純収益に近似した水準にある。この

場合支払可能小作料は平均土地純収益を代用できる。これら大規模借地農家と零細借地農家の個別需要関数は同一地区内において併存している。

(2) 家族労働力の分化と自家労働費の評価基準

農家労働力の流出と農作業の機械化が進展するにつれて農業経営における家族労働力の分化が明確化してきた。水稲経営における家族労働には肥培管理などの肉体的単純労働と機械の操作技術など特定の能力を必要とする機械作業＝肉体的複雑労働および経営管理労働がある。このうち現在の水稲経営においては肉体的単純労働は機械化の進展にもかかわらず残存している手作業部分に純化しており、この作業の担当労働力は労働能力の低い老人、婦女子などの補助労働力が中心となっている。これに対して機械作業などの重要作業は基幹労働力がその大部分を担当している。

家族経営内における基幹労働力と補助労働力への分化は農地賃貸借における当事者間の労働力構成の差異にも反映される。借入農家は通常基幹労働力と若干の補助労働力を経営内に保持しているが、自作農的土地用役供給者は補助労働力がおもに農業経営を担当しており、手作業を中心に水稲作を経営しているのが一般的である。それゆえ基幹労働力と補助労働力に関する自家労働費の評価方法についての検討が支払可能小作料および要求小作料算定上重要な課題となる。

近年農家労働力の他産業への流出、農作業の機械化が進展した結果、機械化された重要作業における農業雇用の激減、単純な補助的作業を目的とした低賃労働力に対する農業雇用の増加および農業臨時雇い賃金の低水準化が一般的となった。農業における雇用・被用関係は以前同様農繁期に一時的に生じる労働力不足を解消する目的で臨時的に市場が成立している。以前の農業労働市場と異なる点はそのおもな需要農家が零細兼業農家に転換したことである。専門的農家は重要作業の機械化により省力化が進み、むしろ労働力過剰となった結果土地面積規模の拡大が必要となっている。これに対して基幹労働力が農外に就業している零細兼業農家では、農繁期の労働力不足を解決するため補助労働力を対象とした雇用労働への需要が増加してきたわけである。

こうして農業臨時雇い賃金は農業労働力のうち補助労働力に見合った賃金水準となっており、自家労働費の評価基準のうち補助労働力のそれについては農業臨時雇い賃金が最適である。これに対して基幹労働力の評価基準については兼業化と農作業の軽作業化によって農家と非農家の距離が短縮し、農業労働市場は地域内の一般的労働市場に包摂される状態となったとして、農村雇用賃金あるいは他産業賃金を評価基準として採用する機会が多い。しかし本稿では限界機会報酬により農業経営における家族労働を評価する理論的立場から、機会報酬の要素の少ない農村雇用賃金および他産業賃金は自家労働費の評価基準としては不適切と判断する。やはり農業労働の機会報酬は農業労働市場において発見されるべきであり、その場合基幹労働

力の機会報酬としては請負耕作などにみられるオペレーター賃金が最適であると思われる。それは農作業のうち機械化の進んだ重要作業に関する労賃水準だからである。基幹労働力と補助労働力への分化に対応して、農業における雇用・被用関係も基幹労働力は請負耕作、補助労働力は臨時的雇用労働というように農作業上の役割分担が区分されるようになった。それゆえ自家労働費の評価基準としては基幹労働力についてはオペレーター賃金、補助労働力については農業臨時雇賃金が適切である。

(3) 貸付農家の要求小作料と借入農家の支払可能小作料

貸付農家の要求小作料と零細借地農家の支払可能小作料は理論上限界土地純収益である。以下農林水産省米生産費調査を基礎資料として両者の限界土地純収益および大規模借地農家の支払可能小作料（平均土地純収益）を計測するわけであるが、限界土地純収益の計測方法としては大量のデータにより統計学的に処理する方法と一般会計学で行われている直接原価計算方法を援用する処理方法⁴⁾の2つがある。本稿では制約されたデータを利用するため後者の方法を利用して限界土地純収益を計測するものである。

1) 貸付農家の要求小作料

貸付農家の要求小作料は土地純収益減少額＝粗収益減少額－土地利用経営費減少額により計算される。その場合経営規模縮小に対応して物的投入・産出量および遊体化した所有生産要素費用がどのように減少するかについては次の仮定を設定する。

まず生産量・労働時間、物財投入量などの物的投入・産出量については現在の耕地制度が分散した零細地片の集合体を基礎としていることから倍数的規模変化の理論を適用して、規模に比例的に変動するものとする。それゆえ生産量、労働時間、物財投入量などは単位面積当り平均値をそのまま利用する。次に自家労働費の節約額の評価方法である。貸付農家は家族内の農業労働力の能力低下あるいは固定資本財の更新期に対応して段階的に貸付面積を増加させる行動原理をとるものと判断できる。また貸付農家における農業従事労働力は補助労働力であることから限界機会報酬である農業臨時雇賃金（具体的には女子稲刈労賃）により評価する。

固定資本財用役費節約額については、零細な第Ⅱ種兼業農家である貸付農家の場合固定資本財用役が農業経営内外に転用される可能性が無いことからその限界機会報酬はゼロと考えられる。また流動資本ならびに労賃資本用役についてはすべて短期的な自己資本であることから米生産費調査の利子計算に準拠して評価する。

以上米生産費調査（10 a 当り平均値）を利用して要求小作料を計算する場合次のようになる。要求小作料＝土地純収益＋固定資本財用役費（減価償却費＋資本利子）。この場合自家労働費は農業臨時雇賃金により評価する。

2) 借入農家の支払可能小作料

大規模借地農家の支払可能小作料は前述した理由から平均土地純収益で代用可能である。他

方零細借地農家の支払可能小作料は土地純収益増加額＝粗収益増加額－土地利用経営費増加額により計算される。その場合経営規模拡大に対応した物的投入・産出関係および所有生産要素費用の変化については次の仮定を設置する。

まず生産量、労働時間、物財投入量については前述した理由から単位面積当たり平均値をそのまま利用する。次に自家労働費の評価方法については大規模借地農家と零細借地農家を区別して考える。前者の場合自家労働の大部分は基幹労働力が担当しており、その評価基準は限界機会報酬であるオペレーター賃金による。後者の自家労働費の評価基準についても、借入農家は労働力過剰状態にあることから、基幹労働力を中心とした家族働力の就業状態にあると判断できるため、基幹労働力の限界機会報酬であるオペレーター賃金を利用する。

固定資本財用役費と規模拡大との関係については次の仮定を設ける。大規模借地農家、零細借地農家ともに規模拡大に対応した固定資本財の増投や内容変化はなく、稲作技術は現状維持される。しかし追加借地における固定資本財用役費に対する認識は両農家では次のように区別される。前者の場合追加借地の規模は既存経営部分に比較して無視しえる程小さく、固定資本財投資額に対する経営規模も適正水準にあるため、追加借地における固定資本財用役費は単位面積当たりのそれに近似した水準と考えられる。他方後者の場合経営規模に対する固定資本財投資額は過剰投資傾向にあるため、これをいくらかでも解消しようとする意図から追加借地における固定資本財用役費はまったく費用として意識しない状態にある。すなわち固定資本財用役費は既存経営部分が全額負担し、追加借地部分は一切負担しない。また流動資本・労賃資本用役の評価は要求小作料の場合と同様に取り扱う。

以上米生産費調査（10 a 当り平均値）を利用して支払可能小作料を計算する場合次のようになる。大規模借地農家の支払可能小作料＝土地純収益。零細借地農家の支払可能小作料＝土地純収益＋固定資本財用役費。但し自家労働費は、両者とも全国農業会議所が調査したオペレーター賃金より評価する⁵⁾。

- 1) 倉内宗一著「経営受委託－日本の農業104－」，昭和51年3月参照。
- 2) しかし特定の条件を具備した土地用役市場においては地主的土地用役供給者の要求小作料が存在し，これが実勢小作料の決定要因となっている。拙稿「農地賃貸者の諸類型と小作料の形成要因に関する一試論」『農業計算学研究』第12号所収，1979年6月参照。
- 3) 倉内前掲書および吉田俊幸稿「現段階における経営受託構造とその形成のメカニズム」『土地制度史学』第81号所収，1978年10月参照。
- 4) 生産費の費用要素を固定費と変動費の2種類に区分して限界純収益を求める方法である。すなわち限界純収益＝粗収益－変動費，限界土地純収益＝粗収益－変動的土地利用経営費である。本稿では固定的土地利用経営費を農具費と建物費のうちの減価償却費部分と，それに伴う資本利息の3種類とした。
- 5) 農林水産省の米生産費調査においては前述した現状認識から昭和51年産米より自家労働費の評価基準を農業臨時雇賃金から農村雇用賃金に変更した。それゆえ米生産費調査を基礎資料として利用する場合昭和50年以前と昭和51年以降とでは家族労働費については資料の連続性が存在せず検討材料としては不

充分である。本稿では自家労働費の評価基準に対する独自の立場から米生産費調査の資料を基礎に分析を行う。

3 実勢小作料の地域間較差と自家労働費評価

(1) 実勢小作料の地域間較差と小作料の形成要因

1) 実勢小作料の地域間較差の実態

表1では都市化の影響の比較的強い県の代表として滋賀、愛知両県、都市化の影響の比較的弱い県の代表として山形、新潟両県をとり、全国農業会議所が昭和52年度に行った水田小作料調査結果から各県の実勢小作料の平均値を示している。これによれば地域的には実勢小作料にもかなりの較差が存在している。山形県の小作料の平均値が69千円であるのに対して、愛知県の平均値は13千円でしかない。本稿ではこのような実勢小作料の地域間較差の成立要因についてとくに農村賃金の地域間較差に視点をおいて分析する。

表1 実勢小作料の地域間較差

地 域	実 勢 小 作 料	
	現 物	金 額
山 形 県	4.1	69,467
新 潟 県	3.2	55,308
滋 賀 県	1.3	21,103
愛 知 県	0.75	12,508

- 注：1) 統制小作料は検討から除外し、各県の実勢小作料の平均値を示した。
 2) 資料：全国農業会議所「水田の小作料に関する調査結果」(昭和53年1月1日調査)
 3) 単位：俵/10a, 円/10a

2) 小作料の形成要因と自家労働費評価

小作料の経済的 formation 要因としては地域における要求小作料、支払可能小作料の大きさおよび土地用役市場における競争構造などが挙げられる⁶⁾。また地域における要求小作料、支払可能小作料の大きさを決定する要因には i) 単位面積当り生産量, ii) 個別の農業経営が採用している技術水準および経営規模, すなわち固定資本財の減価償却の程度, iii) 短期的追加投資の可能性と資本利子率, iv) 農業労働力の賃金水準と単位面積当り労働投入量などが挙げられる。また土地用役市場における競争構造を決定する要因には v) 農外部門の労働需要の大きさおよび賃金水準, iv) 農地転用の可能性などが挙げられる。

以上の6つの要因と実勢小作料の水準との関連について総括的にみる場合、都市化の影響の程度が賃金水準（農外部門の労賃水準およびその影響を受けた農業労賃水準）を基準に判断できるならば、賃金水準と実勢小作料との密接な関連性を指適することができるであろう。すなわち都市化の影響の比較的弱い地域では、単位面積当り収量は高く、経営規模も比較的大きい。また農業労賃水準が低いことから支払可能小作料も高く、土地用役への需要は高い。他方農外部門における低い賃金水準のため農業労働力の農外流出は弱く、土地用役の供給は低水準にある。それゆえここでは貸し手市場となり実勢小作料は高く形成される傾向にある。これ

表2 農村賃金の地域間較差

地域・年度		稲刈(女)	田植(女)	オペレーター賃金	大工
山形県	昭和50年	429	444	539	811
	〳 52年	530	556	689	1,010
新潟県	昭和50年	414	418	597	823
	〳 52年	526	539	733	986
滋賀県	昭和50年	612	664	787	911
	〳 52年	700	793	856	1,095
愛知県	昭和50年	632	748	1,134	916
	〳 52年	768	902	1,192	1,116

注：1) 資料：全国農業会議所「農業労賃等に関する調査結果」

2) 単位：円/時間

に対して都市化の影響の強い地域では、単位面積当たり収量は低く、経営規模も小さい。また農業労賃水準が高いことから支払可能小作料も低く、土地用役への需要は低くなる。他方農外部門における高い賃金水準のため農業労働力の農外流出は強く、土地用役の供給量は高水準となる。それゆえここでは借り手市場となり実勢小作料は低く形成される傾向にある。

以上一般的には都市化の影響が弱く、自家労働費評価基準の低い地域では小作料は高く形成され、都市化の影響が強く、自家労働費評価基準の高い地域では小作料は低く形成される傾向をもつ。本稿では前者の代表県として山形、新潟両県をまた後者の代表県として滋賀、愛知両県をそれぞれ検討する。表2にはこれら地域間における農村賃金の較差を示している。愛知県を除く3県ではいずれも稲刈<田植<オペレーター<大工の賃金水準になっているが、愛知県についてはオペレーター賃金が大工賃金を上廻る水準にある。また各年・各種賃金の地域間較差についてみると大工についてはその較差はわずかであるが、農業賃金の地域間較差は比較的大きいことがわかる。この農業賃金における地域間較差が小作料形成に与える影響については次節で検討する。

(2) 実勢小作料の地域間較差と要求小作料・支払可能小作料

表3では各県における経営面積規模別の収量、労働時間、土地純収益(10a当り)を示している。このうち0.3ha未満層については貸付農家の要求小作料として限界土地純収益を、県平均値については零細借地農家の支払可能小作料として限界土地純収益を、最大規模層については大規模借地農家の支払可能小作料として平均土地純収益を各々示している。各土地純収益の計測方法は2の(3)において検討した仮定・評価に基づいている。

都市化の影響の度合を農業賃金水準に基づいて判断すれば、愛知、滋賀、新潟、山形各県の順で農業賃金は低くなり、都市化の影響は弱くなっている。また単位面積当たり収量、貸付農家

表3 作付規模別にみた収量，労働時間・土地純収益

地域・項目		～0.3ha	県平均	3.0(1.5)～
山形県	収量	590	598	602
	労働時間	114	71	58
	土地純利益	58,644	89,908	78,717
新潟県	収量	499	534	591
	労働時間	117	72	50
	土地純利益	42,477	74,396	84,807
滋賀県	収量	509	525	562
	労働時間	92	87	61
	土地純利益	20,440	34,604	53,518
東海3県平均	収量	439	457	477
	労働時間	88	68	46
	土地純利益	13,172	18,608	31,055

注：1) ～0.3 ha，県平均については限界土地純収益，山形，新潟，滋賀各県の3.0ha～および東海3県の1.5ha～については平均土地純収益を示した。

2) 収量，労働時間については昭和50年から52年までの3カ年間の平均値を示した。

土地純収益については同年間の数値を昭和52年を基準に，米価指数によりデフレートした結果を平均したものである。

3) 単位：kg/10a，時間/10a，円/10a

4) 資料：農林水産省米生産費調査

の要求小作料，零細借地農家の支払可能小作料もそれぞれ同様の順序で高くなっている。大規模借地農家の支払可能小作料についても新潟県が山形県を10a当り労働時間の少い分だけ超過している点を除けば，ほぼ同じ傾向がうかがえる。また各県における要求小作料および零細借地農家と大規模借地農家の支払可能小作料の3者の関係は山形県を除いて要求小作料<零細借地農家の支払可能小作料(Ⅱ)<大規模借地農家の支払可能小作料(Ⅰ)という不等号関係になっている。山形県だけ支払可能小作料Ⅱが支払可能小作料Ⅰよりも高い水準にあるが，両者とも要求小作料を上廻る水準となっている。

要求小作料および支払可能小作料についても実勢小作料と同様に地域間較差が存在している。その要因としては一方で10a当り収量でみた土地生産性の違いなども挙げられるが，最も大きな要因としては前述したように農村労賃および自家労働費の評価基準である農業労賃の地域間較差が挙げられねばならない。

図1は各県の要求小作料および支払可能小作料と実勢小作料の関係について縦軸に金額，横軸に自家労働費の評価賃金水準をとり作図したものである。概括的に述べるならば各地域とも要求小作料<実勢小作料<支払可能小作料Ⅱ<支払可能小作料Ⅰの不等号関係になっている。愛知県のみ実勢小作料が要求小作料を若干下廻る水準にあるが，県平均値の検討であるこ

とからこのような結果となったわけであり、個別的な土地用役市場においては実勢小作料が要求小作料より大きくなければならない。

また自家労働費の評価賃金が高い地域となるにしたがって実勢小作料は要求小作料水準に接近してくる。これは都市化の影響の弱い地域では土地用役市場の競争構造が貸し手市場であることから要求小作料より比較的高い水準で実勢小作料が形成されているのに対して、都市化の影響の強い地域では土地用役市場の競争構造が借り手市場となってくるため実勢小作料が要求小作料に近似した水準で形成されていることを示している。

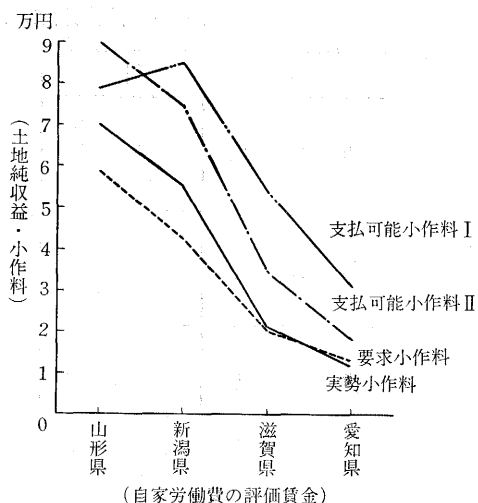


図1 支払可能小作料，要求小作料と実勢小作料

一般に同一の土地用役市場において零細借地農家と大規模借地農家は借入地の調達の際競合関係にある⁷⁾が、図1から両者の支払可能小作料についてみると山形県を除いて大規模借地農家のそれが高い水準にある。大規模借地農家有利の傾向は都市化の影響が強い地域となるにしたがって顕在化してくる。それゆえ都市化の進展および農業賃金水準の上昇にしたがって実勢小作料は要求小作料に近い水準に形成される傾向があり、同時に零細借地農家と大規模借地農家との競合関係については農業賃金上昇につれて両者の収益性較差が拡大し、大規模借地農家の有利性が大きくなる。

6) 小作料の経済的形要素については次の文献を参照されたい。

拙稿「都市近郊野菜経営における農地賃貸借および小作料の実態とその形成要因」、『農林業問題研究』14の3所収，1978年9月。

松浦利明訳「地価・小作料上昇の構造的作用と対応策一〇のびゆく農業559」，1980年1月。

7) 零細借地農家の支払可能小作料（限界土地純収益）と大規模借地農家の支払可能小作料（平均土地純収益）との競合関係については、倉内前掲書および吉田前掲稿参照。

4 む す び

水稲作における農地賃貸借についてみる場合実勢小作料は貸付農家の採算と借入農家の採算の相互交渉によって決定されるが、小作料水準が与件として農地賃貸借の進展に影響を与える点も見逃せない。農協や農業委員会などが土地用役市場に何らかの形で規制・介入して、農地賃貸借を効果的に促進させている事例も少くない。本稿では制約された資料から農業労働水準の異なる4県について実勢小作料の形成要因である要求小作料と支払可能小作料および実勢小作料について県平均値を利用して分析した。

宮崎 猛：実勢小作料の地域間較差の実態とその形成要因

その結果から判断すると農業労賃の低い地域では零細借地農家と大規模借地農家との収益性較差も小さく、実勢小作料が要求小作料より比較的高く形成されている。それゆえ当地域では高い実勢小作料が農地賃貸借の進展を阻害するひとつの要因となっているものと判断できる。このような地域においては小作料に対する制度的規制が農地流動化の促進のために必要な施策のひとつとなろう。また農業労賃の高い地域では零細借地農家と大規模借地農家との収益性較差が大きく、実勢小作料は要求小作料に近似した低い水準となっている。それゆえ当地域では実勢小作料水準が農地流動化の阻害要因となる場合は少く、一般的には都市化の影響の強い近畿、東海両地域は農地流動化が比較的進んでいる地域である。このような地域で今後問題とすべき課題はむしろ農地賃貸借の安定性についてであろう。すなわち農地賃貸借に関する権利問題を除外すれば農地の借入農家を収益性の比較的有利な大規模借地農家に選択する方法が農地賃貸借の安定化のためには望ましいことになる。農業労賃の高い地域では大規模借地農家の育成、利用権を大規模借地農家に集中する管理・調整施策などが必要となろう。

(付記) 本稿は、昭和54年度科学研究費(奨励A)に負っている。記して謝意を表す。